

諮問日：令和4年11月17日（令和4年度（情）諮問第22号）

答申日：令和5年5月24日（令和5年度（情）答申第1号）

件名：福岡地方裁判所における「受領書」という文言が判決中にある裁判の判決日の警備又は清掃日報の不開示判断（特定不能）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「過去に「受領書」という言葉が判決文の中にある裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日の警備又は清掃の日報（警備又は清掃いずれも開示が可能な場合は、いずれか頁数が少ないのもの。頁数が同じ場合は、警備の日報）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書を特定することができないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が令和4年10月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人の請求対象文書は「警備又は清掃の日報」が対象文書であり、「過去に「受領書」という言葉が判決文の中にある裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日」は対象の日付である。

そうすると、請求しているものは警備又は清掃の日報にすぎず、いずれの文書も保存期限があることから、調査対象期限が限られている。そのため、限られた期間の限られた対象の中から対象の裁判を探し、該当日の文書を開示すればよいだけである。

また、「過去に「受領書」という言葉が判決文の中にある裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日」という文言は一義的であり、対象文書の補正の依頼があったとしても補正すべき内容がない。

なお、本件の文書の特定方法は、文書の保存期間内の裁判の判決文の中に「受領書」という文字があるか否かを探すという単純作業になるが、この作業に手間がかかる等は文書を特定できない理由にはならないのは言うまでもない。

よって、文書を特定できないとする理由がなく、文書があるか否かを確認の上、開示又は不開示の判断をすべきであることから、是正の指示を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、民事又は刑事を問わず過去に「受領書」という言葉が文中にある裁判（以下「対象裁判」という。）の判決日の警備又は清掃の日報の開示を求めるものであるが、仮に、原判断庁に、警備又は清掃の日報が存在するとしても、警備又は清掃業務に関する日々の報告事項を記載する性質の文書中に、その日に行われた判決において特定の文言が用いられた旨を記載することは想定されないから、判決文に用いられた文言により対象となる警備又は清掃の日報を特定する本件開示申出の内容では、開示を求める司法行政文書を特定することはできない。

原判断庁は、苦情申出人に対し、令和4年9月5日付け「開示の申出に係る補正について（依頼）」と題する文書（以下「本件補正依頼書」という。）により開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、期限までに補正はされなかった。

- 2 苦情申出人は、開示を申し出た文書は、「警備又は清掃の日報」にすぎず、いずれの文書も保存期間があることから、調査対象期間が限られているため、当該期間の中から対象裁判を探し、該当日の警備又は清掃の日報を開示すればよい旨や、「過去に「受領書」という言葉が判決文の中にある裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日」という文言は一義的である旨などを主張する。

しかし、苦情申出人も主張するように、本件開示申出に係る文書である特定日付の警備又は清掃の日報を特定するためには、原判断庁において、警備又は清掃の日報以外の司法行政文書に記載された情報から対象裁判を探索し、その判決日を特定する必要があるのであって、本件開示申出の内容では、開示を求める司法行政文書が客観的かつ一義的に定まるものではない。

なお、仮に、対象裁判を探索する必要があるとしても、裁判事務に関する文書として作成される判決文に用いられた文言について、網羅的に管理している司法行政文書はないと言わざるを得ず、対象裁判を特定することはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年11月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年3月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁は、本件開示申出書からは開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、本件補正依頼により、開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたが、期限までに同書面の提出がなく、開示を求める司法行政文書を特定できなかったとのことである。本件開示申出書及び本件補正依頼書の内容を踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

2 苦情申出人は、開示を申し出た文書は、「警備又は清掃の日報」にすぎず、いずれの文書も保存期間があることから、調査対象期間が限られているため、当該期間の中から対象裁判を探し、該当日の警備又は清掃の日報を開示すればよい旨や、「過去に「受領書」という言葉が判決文の中にある裁判（民事又は

刑事を問わず)の判決日」という文言は一義的である旨などを主張する。

この点について、本件開示申出書の記載内容を踏まえれば、本件開示申出は、民事又は刑事を問わず、過去に「受領書」という文言が判決文において用いられた判決の言渡日の警備又は清掃の日報の開示を求めるものであると解される。

しかしながら、苦情申出人も主張するように、本件開示申出に係る文書である特定日付の警備又は清掃の日報を特定するためには、原判断庁において、警備又は日報以外の司法行政文書に記載された情報から対象裁判を探索し、その判決言渡日を特定する必要がある、本件開示申出の内容では、開示を求める司法行政文書は客観的かつ一義的に定まらないと認められる。よって、判決文において用いられた特定の文言によって対象となる警備又は清掃の日報を特定することはできないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

したがって、本件開示申出文書について、福岡地方裁判所において開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと判断したことは相当であると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子